別表第一を次のように改める。

別表第一

消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び単位時間数

種目	教科目	単位時間数
基礎教育	倫理	5
	法学基礎・消防法	20
	消防組織制度	9
	服務と勤務	28
	理化学	10
	小計	72
実務教育	予防広報	20
	危険物	8
	消防用設備	12
	査察	27
	建築	10
	安全管理	16
	特殊災害と保安	10
	火災防ぎょ	30
	火災調査	15
	防災	23
	救急	50
	消防機械・ポンプ	10
	小計	231
実科訓練	訓練礼式	50
	消防活動訓練	82
	救助訓練	45
	機器取扱訓練	55
	消防活動応用訓練	85
	体育	55
	小計	372
実務研修		35
選択研修		40
その他	行事その他	50
	小計	125
計		800

別表第二から別表第六までの規定中「時間数」を「単位時間数」に改め、「〃」を削る。

別表第二1　警防科の表講話の項中「時間」を削り、同表警防行政の現状と課題の項を削り、同表実技訓練の項中「12」を「15」に改める。

別表第二2　特殊災害科の表講話の項中「時間」を削る。

別表第二3　予防査察科の表講話の項中「時間」を削り、同表予防査察行政の現状と課題の項中「2」を「1」に改め、同表査察実習の項を次のように改める。

査察・違反処理実習	8

別表第二4　危険物科の表講話の項中「時間」を削る。

別表第二5　火災調査科の表講話の項中「時間」を削る。

別表第二6　救急科の表救急業務及び救急医学の基礎の項中「時間」を削る。

別表第二7　救助科の表講話の項中「時間」を削り、同表災害救助対策の項中「21」を「23」に改め、同表救急の項中「7」を「5」に改める。

別表第三1　初級幹部科の表講話の項中「4時間」を「1」に改め、同表消防時事の項中「10」を「8」に改め、同表安全管理の項中「6」を「10」に改め、同表現場指揮の項中「15」を「18」に改め、同表行事その他の項中「3」を「1」に改める。

別表第三2　中級幹部科の表講話の項中「2時間」を「1」に改め、同表安全管理の項中「4」を「5」に改め、同表現場指揮の項中「8」を「10」に改め、同表行事その他の項中「3」を「1」に改める。

別表第三3　上級幹部科の表管理職の役割の項中「時間」を削り、同表人事管理の項中「3」を「4」に改め、同表行事その他の項中「2」を「1」に改める。

別表第四講話の項中「時間」を削る。

別表第五1　警防科の表講話の項中「時間」を削る。

別表第五2　機関科の表講話の項中「時間」を削る。

別表第六1　初級幹部科の表講話の項中「時間」を削る。

別表第六2　指揮幹部科(1)　現場指揮課程の表講話・現場指揮・安全管理の項中「時間」を削る。

別表第六2　指揮幹部科(2)　分団指揮課程の表講話・組織制度・安全管理の項中「時間」を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日から起算して一年を超えない期間内において実施する消防職員に対する初任教育、専科教育及び幹部教育については、この告示による改正後の別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○財務省告示第百四号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成二十四年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎